

令和6年度市民税・県民税 納税通知書を6月12日(水)に発送します

市民税・県民税（以下市・県民税）は、毎年1月1日現在の住所地で課税します。課税の内容は納税通知書で確認してください。給与天引きで市・県民税を納める人の通知書は、勤め先の会社から配られます。

☎税務課

市民税係 995-1810

管理納税係 995-1811

令和5年中の所得に対して課税

令和6年度市・県民税の額は、令和5年1月から12月までの所得を基に計算しています。

下記のいずれかに該当する人は非課税となります。非課税の人には納税通知書は送付しません。

- 障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、合計所得金額が135万円以下
- 扶養している人がいない場合▶合計所得金額が38万円以下
- 扶養している人がいる場合▶合計所得金額が28万円×(1+扶養の人数)+26万8千円以下

第1期の納期限は7月1日(月)

市民税・県民税は4期に分けて課税します。納付方法が口座振替の場合は、各納期限日に引き落としを行います。新たに口座振替を希望する人は、納税通知書につづられている口座振替依頼書に必要事項を記入・押印し、税務課または金融機関へ提出してください。

納期限／第1期▶7月1日(月)

第2期▶9月2日(月)

第3期▶10月31日(休)

第4期▶令和7年1月31日(金)

納付が困難な場合

納付が困難な人は、納期限までに税務課へ相談してください。



会社に勤めている人は給与から天引き

会社に勤めている人の市・県民税は、原則給与から天引きします。課税の内容は会社から配られる「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」を確認してください。新たに就職した人も、納期限までに会社から届出があれば納付方法を給与天引きに切り替えられます。会社に納税通知書を提出し、相談してください。

※給与天引きの可否は会社によって異なります。

公的年金からの天引き

4月1日(月)現在で65歳以上の公的年金受給者で、前年(令和5年)中の年金所得に市・県民税が課税される人は公的年金から天引きされます。ただし、次のいずれかに該当する人は対象になりません。

- 公的年金の年額が18万円未満の人
- 所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、市・県民税の天引きされる金額の合計額が年金より多くなる人
- 介護保険料が公的年金から天引きされていない人
公的年金以外の給与、不動産、事業所得などから計算した分の市・県民税は、年金からの天引きされません。また、年度途中で市・県民税の金額が変更になった場合などは、年金からの天引きは中止になり、納付書または口座振替での支払いに切り替わります。

森林環境税

令和6年度から、個人住民税均等割と併せて、森林環境税(1,000円/年)を徴収します。徴収した税金は、森林整備やその促進に充てられます。詳しくは、総務省ホームページを確認してください。

なお、個人住民税均等割と併せて徴収していた東日本大震災復興基本法に基づいた地方税法の特例による市・県民税(1,000円/年)は令和5年度で終了しました。そのため、個人住民税均等割(森林環境税含む)の金額に変更はありません。





個人住民税の定額減税

令和6年度税制改正において、令和6年度分（令和5年分）の個人住民税、令和6年分の所得税を定額減税します。

対 令和5年度中の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額／本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

- 定額減税の対象となる人は、国内に住所を有する人に限ります。
- 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の人がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

不審なメールや電話に注意してください

国税庁（国税局や税務署を含みます）から、「定額減税の関係で還付を受けられる」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話で聞くことはありません。



所得税の定額減税

【定額減税特設サイト】

所得税の定額減税の制度の詳細については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」を確認してください（所得税は国税です）。



徴収方法（令和6年度分）

● 給与所得に係る特別徴収

給与天引きの人

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



● 普通徴収

納付書払い・口座振替の人

定額減税「前」の税額を基に算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



● 公的年金等に係る所得に係る特別徴収

年金天引きの人

定額減税「前」の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

